

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

条 例

○北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例……………（施設運営指導課）	1
○北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例……………（施設運営指導課）	12
○北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例……………（施設運営指導課）	24

条 例

北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第97号

北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 指定介護老人福祉施設の入所定員（第3条）
第3章 指定介護老人福祉施設の基本方針（第4条）
第4章 人員に関する基準（第5条）
第5章 設備に関する基準（第6条）
第6章 運営に関する基準（第7条―第43条）
第7章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針（第44条・第45条）

第2節 設備に関する基準（第46条）

第3節 運営に関する基準（第47条―第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の入所定員並びにその人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）において使用する用語の例による。

第2章 指定介護老人福祉施設の入所定員

第3条 法第86条第1項の条例で定める指定介護老人福祉施設の入所定員は、30人以上とする。

第3章 指定介護老人福祉施設の基本方針

第4条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第4章 人員に関する基準

第5条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数、常勤換算方法で、1以上で、入所者の数に応じて規則で定める数とすること。

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

3 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、前3項の規定による基準の特例その他の指定介護老人福祉施設の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 設備に関する基準

第6条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

イ アの規定にかかわらず、入所者のプライバシーの確保に配慮した措置が

なされ、かつ、当該指定介護老人福祉施設の所在地を管轄する市町村長の意見を聴いて知事が必要と認める場合は、一の居室の定員は、4人以下とすることができる。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、規則で定める基準によること。

エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

(3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとする。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 要介護者が使用するのに適したものとする。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとする。

(6) 医務室

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(7) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、規則で定める基準による。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる。ときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

(8) 廊下幅 規則で定める基準による。

(9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の指定介

護老人福祉施設の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由がなく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申

込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第12条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の規定による検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成その他の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。
(利用料等の受領)

第14条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供したときは、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。次項及び第47条において「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 指定介護老人福祉施設は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第17条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者をいう。以下この条において同じ。）に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に入所者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性に

ついて、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第18条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第19条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事^とを摂ることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第20条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応

じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第21条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるとともに、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第22条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第23条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第24条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第26条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は規則で定める施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第27条 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(運営規程)

第29条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第35条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第30条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければ

ならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第31条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第32条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

（衛生管理等）

第33条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

（協力病院等）

第34条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第35条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第36条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供しようとする際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

（広告）

第37条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第38条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第39条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関し

て市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第40条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、市町村等の派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第41条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関し事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の事故が入所者の死亡事故その他重大な事故であるときは、指定介護老人福祉施設は、速やかに道に報告しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第42条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第43条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該入所者の退所の日をいう。）から2年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第41条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第7章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

（この章の趣旨）

第44条 第3章、第5章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第45条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう

配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 設備に関する基準

第46条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

- (ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 一の居室の床面積等は、規則で定める基準によること。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、規則で定める基準によること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

- (2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

- (4) 廊下幅 規則で定める基準によること。

- (5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

- 2 前項第2号から第5号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第47条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供したときは、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第48条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう

にするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第49条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行う

ことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第50条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
(運営規程)

第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入居定員
 - (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
 - (5) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (7) 非常災害対策
 - (8) その他施設の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第53条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定めるところにより、職員の配置を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第54条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第55条 第7条から第13条まで、第15条、第17条、第20条、第22条から第28条まで及び第32条から第43条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第7章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第55条において準用する第17条」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第43条第2項第2号中「第13条第2項」とあるのは「第55条において準用する第13条第2項」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、同項第4号中「第25条」とあるのは「第55条において準用する第25条」と、同項第5号中「第39条第2項」とあるのは「第55条において準用する第39条第2項」と、同項第6号中「第41条第4項」とあるのは「第55条において準用する第41条第4項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(居室の定員に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この条例の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）に係る第6条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人」とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とし、同号イの規定は、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護

老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。次項において同じ。）の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。同項において同じ。）に係る第6条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「原則として4人以下とすること」とし、同号イの規定は、適用しない。

4 前2項の規定にかかわらず、昭和62年3月9日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物に係る第6条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「8人以下とすること」とし、同号イの規定は、適用しない。

（要介護旧措置入所者に関する経過措置）

5 当分の間、第14条第1項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。

（ユニット型指定介護老人福祉施設等に関する経過措置）

6 平成15年4月1日前から引き続き法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日以後に建物の規模又は構造を変更したもの及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第30号）附則第4条第2項の規定により知事に申し出たものを除く。）は、指定介護老人福祉施設であつてユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。ただし、当該介護老人福祉施設が、第4章及び第7章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

7 平成15年4月1日以前に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けた介護老人福祉施設（同日において建築中のものであつて、同月2日以後に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成15年前指定介護老人福祉施設」という。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に

関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第2条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「旧基準省令」という。）第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもの（平成23年8月31日において改修、改築又は増築中の平成15年前指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）であつて、同年9月1日以後に同条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、第32条第2項並びに第41条第3項及び第4項（同条第3項に規定する事故の記録に係る部分に限る。）の規定を除き、旧基準省令の規定の例によることができる。

（検討）

8 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第98号

北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 介護老人保健施設の基本方針（第3条）

第3章 人員に関する基準（第4条）

第4章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）

第5章 運営に関する基準（第7条―第42条）

第6章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針（第43条・第44条）

第2節 施設及び設備に関する基準（第45条）

第3節 運営に関する基準（第46条－第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

第2章 介護老人保健施設の基本方針

第3条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

第4条 介護老人保健施設は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員
- (4) 支援相談員
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(6) 栄養士

(7) 介護支援専門員

(8) 調理員、事務員その他の従業者

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、医師及び看護師にあっては基準省令に定めるところによるものとし、その他の従業者にあっては次に定めるとおりとする。

(1) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

(2) 看護職員又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。）

(3) 支援相談員 1以上（入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上）

(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上

(5) 栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上

(6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

(7) 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

3 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、前3項の規定による基準の特例その他の介護老人保健施設の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 施設及び設備に関する基準

（施設）

第5条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、規則で定める場合は、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

(1) 療養室

- (2) 診察室
- (3) 機能訓練室
- (4) 談話室
- (5) 食堂
- (6) 浴室
- (7) レクリエーション・ルーム
- (8) 洗面所
- (9) 便所
- (10) サービス・ステーション
- (11) 調理室
- (12) 洗濯室又は洗濯場
- (13) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる施設にあっては基準省令に定めるところによるものとし、同項第4号から第9号までに掲げる施設にあっては次に定めるところとする。

- (1) 談話室 入所者同士又は入所者及びその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (2) 食堂 面積は、規則で定める基準によること。
- (3) 浴室
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽及び入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- (5) 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。
- (6) 便所
 - ア 療養室のある階ごとに設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - ウ 常夜灯を設けること。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するもので

なければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第6条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、規則で定める要件を満たす介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
- (2) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。
- (4) 階段には、手すりを設けること。
- (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - ア 廊下の幅は、規則で定める基準によること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
- (6) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた介護老人保健施設の建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の介護老人保健施設の構造設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、

従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

- 2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

（提供拒否の禁止）

第8条 介護老人保健施設は、正当な理由がなく、介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するよう努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第11条 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第12条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

- 2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の規定による検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第13条 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第14条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供したときは、入所者から利用料の一部として、当該介護保健施設

設サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。次項及び第46条において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護老人保健施設は、前2項の支払を受ける額のほか、食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 介護老人保健施設は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第15条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第16条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第17条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者をいう。以下この条において同じ。）に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に入所者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上適切に行うものとする。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観

察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果を上げることができるよう適切な指導を行うものとする。

- (3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行うものとする。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第15条第5号の厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- (6) 基準省令第15条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。
- （必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第20条 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常

生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護老人保健施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護老人保健施設は、前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。
(食事の提供)

第22条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体^しの状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供されなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第24条 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知し

なければならない。

(1) 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は規則で定める施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第27条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護老人保健施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(運営規程)

第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第35条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第30条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提

供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第31条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

(衛生管理等)

第33条 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院)

第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第35条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規

程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第36条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護老人保健施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護老人保健施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
(地域との連携等)

第39条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、市町村等の派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関し事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 前項の事故が入所者の死亡事故その他重大な事故であるときは、介護老人保健施設は、速やかに道に報告しなければならない。

4 介護老人保健施設は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(会計の区分)

第41条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
(記録の整備)

第42条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該入所者の退所の日をいう。）から2年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第43条 第2章、第4章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第44条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

第45条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、規則で定める場合は、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 診察室
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) サービス・ステーション
- (6) 調理室
- (7) 洗濯室又は洗濯場
- (8) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、同項第1号（療養室に係る部分に限る。）、第2号及び第3号に掲げる施設にあつては基準省令に定めるところによるものとし、同項第1号（療養室に係る部分を除く。）及び第4号に掲げる施設にあつては次に定めるところとする。

(1) ユニット

ア 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、規則で定める基準によること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面所

- (ア) 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所

(ア) 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(ウ) 常夜灯を設けること。

(2) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽及び入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 第1項第3号及び第4号に掲げる施設は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、規則で定める要件を満たすユニット型介護老人保健施設の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。

(4) 階段には、手すりを設けること。

(5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 廊下の幅は、規則で定める基準によること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(6) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第1号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に

係る入居者の安全性が確保されていると認めたユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 6 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他のユニット型介護老人保健施設の施設及び設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第46条 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供したときは、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 ユニット型介護老人保健施設は、前2項の支払を受ける額のほか、食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

- 4 ユニット型介護老人保健施設は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第47条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われな

ければならない。

- 4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

- 5 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 7 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 8 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

- 5 ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

い。

6 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護老人保健施設は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第49条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第50条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第51条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 非常災害対策

(8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第52条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定めるところにより、職員の配置を行わなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第6章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第35条中「運営規程」とあ

るのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、同項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、同項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、同項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、同項第7号中「第40条第4項」とあるのは「第54条において準用する第40条第4項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年10月1日前から引き続き法第94条第1項の規定に基づく開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に建物の規模又は構造を変更したもの及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）附則第6条第2項の規定により知事に申し出たものを除く。）は、介護老人保健施設であってユニット型介護老人保健施設でないものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設が、第3章及び第6章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 3 平成17年10月1日以前に法第94条第1項の規定に基づく開設の許可を受けた介護老人保健施設（同日において建築中のものであって、同月2日以後に同項の規定による開設の許可を受けたものを含む。以下「平成17年前介護老人保健施設」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第3条の規定による改正前の基準省令（以下「旧基準省令」という。）第51条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるもの（平成23年8月31日において改修、改築又は増築中の平成17年前介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）であって、同年9月1日以後に同条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなるものを含む。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、第32条第2項並びに第40条第3項及び第4

項（同条第3項に規定する事故の記録に係る部分に限る。）の規定を除き、旧基準省令の規定の例によることができる。

(検討)

- 4 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第99号

北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定介護療養型医療施設の基本方針（第3条）
- 第3章 人員に関する基準（第4条）
- 第4章 設備に関する基準（第5条―第7条）
- 第5章 運営に関する基準（第8条―第41条）
- 第6章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
- 第1節 この章の趣旨及び基本方針（第42条・第43条）
- 第2節 設備に関する基準（第44条―第46条）
- 第3節 運営に関する基準（第47条―第55条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年

法律第123号。以下「旧法」という。)第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、介護保険法及び改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

第2章 指定介護療養型医療施設の基本方針

第3条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法（昭和23年法律第205号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上

(2) 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下この項において「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

(3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係

る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

(4) 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数

(5) 介護支援専門員 1以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 常勤換算方法で、1以上

(2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

(3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

(4) 介護支援専門員 1以上

3 指定介護療養型医療施設（改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員

ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上

(3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

- (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1 以上
 - (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1 以上
 - (6) 介護支援専門員 1 以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 4 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、規則で定める介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第3項第1号の医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の指定介護療養型医療施設の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 設備に関する基準

第5条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- (1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。
 - (2) 療養病床に係る病室の床面積は、規則で定める基準によること。
 - (3) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、規則で定める基準によること。
 - (4) 機能訓練室
 - ア 床面積は、規則で定める基準によること。
 - イ 必要な器械及び器具を備えること。
 - (5) 談話室は、療養病床の入院患者同士又は入院患者及びその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
 - (6) 食堂の面積は、規則で定める基準によること。
 - (7) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他

の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

第6条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- (1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。
 - (2) 療養病床に係る病室の床面積は、規則で定める基準によること。
 - (3) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、規則で定める基準によること。
 - (4) 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
 - (5) 談話室は、療養病床の入院患者同士又は入院患者及びその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
 - (6) 食堂の面積は、規則で定める基準によること。
 - (7) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

第7条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- (1) 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。
 - (2) 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、規則で定める基準によること。
 - (3) 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、規則で定める基準によること。
 - (4) 患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、規則で定める基準によること。
 - (5) 生活機能回復訓練室

ア 床面積は、規則で定める基準によること。

イ 専用の器械及び器具を備えること。

(6) デイルーム及び面会室の面積の合計は、規則で定める基準によること。

(7) 食堂の面積等は、規則で定める基準によること。

(8) 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとする。

3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第28条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由がなく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護

認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退院)

第13条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるとともに、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第14条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種別及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第15条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設サービスを提供したときは、入院患者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて旧法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。次項及び第47条において「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前2項の支払を受ける額のほか、食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 指定介護療養型医療施設は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第16条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービ

ス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第17条 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第18条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなけ

ればならない。

- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者をいう。以下この条において同じ。）に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に入院患者に面接すること。
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会

議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- (1) 入院患者が介護保険法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入院患者が介護保険法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第19条 医師の診療の方針は、基準省令第16条の厚生労働大臣が定める基準によるほか、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上適切に行うものとする。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果を上げることができるよう適切な指導を行うものとする。
- (3) 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして適切に行うものとする。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第16条第5号の厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- (6) 基準省令第16条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第16項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

（機能訓練）

第20条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、褥瘡^{じくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、前各項に定めるもののほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 指定介護療養型医療施設は、その入院患者に対して、入院患者の負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第22条 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好^しを考慮したものとするとともに、適切な時間に提供されなければならない。

2 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（その他のサービスの提供）

第23条 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション^{レクリエーション}行事を行うよう努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（患者に関する市町村への通知）

第24条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。

(2) 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(3) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の管理）

第25条 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、医療法第12条第2項の知事等の許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院又は診療所を管理する者であってはならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（管理者の責務）

第26条 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第27条 計画担当介護支援専門員は、第18条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

（運営規程）

第28条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第34条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第29条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第30条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(非常災害対策)

第31条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。
(衛生管理等)

第32条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置

を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力歯科医療機関)

第33条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第34条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第35条 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第36条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第37条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を

受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、旧法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う旧法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第38条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、市町村等の派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関し事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 前項の事故が入院患者の死亡事故その他重大な事故であるときは、指定介護

療養型医療施設は、速やかに道に報告しなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第40条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(当該入院患者の退院の日をいう。)から2年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第17条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第39条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第42条 第2章、第4章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設(施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養

型医療施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第43条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 設備に関する基準

第44条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、規則で定める基準によること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニット

の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、規則で定める基準によること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

エ 便所

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(2) 廊下幅 規則で定める基準によること。

(3) 機能訓練室

ア 床面積は、規則で定める基準によること。

イ 必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第2項第1号イの共同生活室は、北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第90号）第7条第1項第3号に規定する食堂とみなす。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

第45条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、入院患者への指定介護

療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 一の病室の床面積等は、規則で定める基準によること。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、規則で定める基準によること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

- (2) 廊下幅 規則で定める基準によること。

- (3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第2項第1号イの共同生活室は、北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例第9条第1項の規定により適用される同条例第7条第1項第3号に規定する食堂とみなす。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火

設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

第46条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

- (ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 一の病室の床面積等は、規則で定める基準によること。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、規則で定める基準によること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

- (2) 廊下幅 規則で定める基準によること。

- (3) 生活機能回復訓練室

ア 床面積は、規則で定める基準によること。

イ 専用の器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとする。

3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第47条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設サービスを提供したときは、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前2項の支払を受ける額のほか、食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第48条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動につ

いて必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たって、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第49条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しき

を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事）

第50条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第51条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入院患者の定員
 - (4) ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
 - (5) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (7) 非常災害対策
 - (8) その他施設の運営に関する重要事項
- （勤務体制の確保等）

第53条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定めるところにより、職員の配置を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第54条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他の

やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第24条から第27条まで及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第6章第3節」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第41条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、同項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、同項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と、同項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第37条第2項」と、同項第6号中「第39条第4項」とあるのは「第55条において準用する第39条第4項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年10月1日前から引き続き旧法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設（同日以後に建物の規模又は構造を変更したもの及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）附則第8条第2項の規定により知事に申し出たものを除く。）は、指定介護療養型医療施設であってユニット型指定介護療養型医療施設でないものとみなす。ただし、当該介護療養型医療施設が、第3章及び第6章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

(検討)

- 3 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて

必要な措置を講ずるものとする。